

別表（第2関係）

メニュー	事業実施主体	採択要件	交付率
<p>1 推進事業</p> <p>(1) リース方式による農業機械等の導入</p> <p>(2) 生産資材の導入等</p> <p>(3) 農地生産性回復に向けた取組</p> <p>(4) 放射性物質の影響緩和対策</p> <p>ア 放射性物質の吸収抑制対策</p> <p>イ 放射性物質による健康不安の解消対策</p> <p>ウ 自給飼料生産・調製再編支援</p> <p>エ 家畜改良体制再構築支援</p> <p>オ 落ち葉等有機質資材利用再開支援</p> <p>カ 公共牧場再生利用推進</p> <p>2 整備事業</p> <p>(1) 耕種作物小規模土地基盤整備</p> <p>ア ほ場整備</p> <p>イ 圃地改良</p> <p>ウ 優良品種系統等への改植・高接</p> <p>エ 暗きょ施工</p> <p>オ 土壌土層改良</p> <p>(2) 飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備</p> <p>ア 飼料作物作付条件整備</p> <p>イ 放牧利用条件整備</p> <p>ウ 水田飼料作物作付条件整備</p> <p>(3) 耕種作物共同利用施設整備</p> <p>ア 共同育苗施設</p> <p>イ 乾燥調製施設</p> <p>ウ 穀類乾燥調製貯蔵施設</p> <p>エ 農産物処理加工施設</p> <p>オ 集出荷貯蔵施設</p> <p>カ 地域食材供給施設</p> <p>キ 産地管理施設</p> <p>ク 用土等供給施設</p> <p>ケ 農作物被害防止施設</p> <p>コ 農業廃棄物処理施設</p> <p>サ 生産技術高度化施設</p> <p>シ 種子種苗生産関連施設</p> <p>ス 有機物処理・利用施設</p> <p>セ バイオディーゼル燃料製造供給施設</p> <p>(4) 畜産物共同利用施設整備</p> <p>ア 畜産物処理加工施設</p> <p>イ 家畜市場</p> <p>ウ 家畜飼養管理施設</p>	<p>1 メニューの欄の1の(1)から(3)まで並びに(4)のアからエまで及びカ並びに2の(1)から(5)までの事業実施主体は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 都道府県</p> <p>ただし、飼料増産の取組を対象として事業を実施する場合にあっては、生産局長等が別に定める飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備、自給飼料関連施設、自給飼料生産・調製再編施設整備に限るものとする。</p> <p>(2) 市町村</p> <p>(3) 農業協同組合中央会</p> <p>(4) 農業協同組合連合会</p> <p>(5) 農業協同組合</p> <p>(6) 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。）</p> <p>(7) 土地改良区</p> <p>(8) 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の8第1項に規定する事業を行う法人をいう。以下同じ。）</p> <p>(9) 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。以下同じ。）</p> <p>(10) 特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する団体をいう。以下同じ。）</p> <p>(11) その他農業者の組織する団体（生産局長等が別に定めるものをいう。）</p> <p>(12) 消費者団体及び市場関係者（生産局長等が別に定めるものをいう。以下同じ。）</p> <p>ただし、野菜に係る産地管理施設の整備に限るものとする。</p> <p>(13) 事業協同組合連合会及び事業協同組合（「中小企業等協同組合法」（24年法律第181号）第3条第1号に規定する法人をいう。）</p> <p>ただし、リース方式による農業機械等の導入のうち牛肉保管等施設並びに畜産物処理加工施設のうち産地食肉センター及び食鳥処理施設並びに自給飼料関連施設のうち地域未利用資源飼料利用施設の整備に限るものとする。</p> <p>(14) 食品事業者</p> <p>被災地の農畜産物を主たる原料とし、利用する場</p>	<p>1 メニューの欄の1及び2の(1)から(5)までの採択要件は、次に掲げるすべての要件を満たすこと。</p> <p>(1) 受益農家及び事業参加者が、原則として5戸以上であること。</p> <p>(2) 要綱第2の2の成果目標の基準を満たしていること。</p> <p>(3) 生産局長等が別に定める要件等を満たしていること。</p> <p>(4) 整備事業を実施する場合（生産局長が別に定める場合を除く。）にあっては、当該施設等の整備によるすべての効用によってすべての費用を償うことが見込まれること。</p> <p>ただし、総事業費が5千万円以上のものに限る。</p> <p>(5) 共同利用施設を設置する場合にあっては、原則として、総事業費が5千万円以上であること。</p>	<p>交付金の交付率は定額（事業費の1/2以内（ただし、生産局長等が別に定める場合にあっては、生産局長等が別に定める率又は額以内）とする。</p>

<p>エ 自給飼料関連施設  オ 家畜改良増殖関連施設  カ 離農跡地・後継者不在経営施設  キ 家畜排せつ物利活用施設  (5) 放射性物質の影響緩和対策施設整備  ア 自給飼料生産・調製再編施設整備  (ア) 粗飼料等生産供給施設  (イ) 粗飼料等流通拠点施設  イ 農業系副産物循環利用体制再生・確立施設整備  (ア) 家畜排せつ物等処理施設  (イ) 剪定枝等処理設備  (ウ) 放射性物質検査設備</p>	<p>合に限る。  (15) 民間事業者  地域の未利用又は低利用有機資源の肥料化を対象とした地域資源肥料化処理施設の整備に限るものとし、生産局長等が別に定めるものをいう。  (16) 都道府県知事が地方農政局長等と協議して認める団体（以下「特認団体」という。）  2 メニュー欄の2の(5)のイの事業実施主体については、事業実施主体の欄の1の(1)から(16)までに掲げる者及び生産局長等が別に定める協議会とする。  3 メニュー欄の1の(4)のオの事業実施主体については、事業実施主体の欄の1の(1)から(5)までに掲げる者及び生産局長等が別に定める協議会とする。</p>	
<p>(6) 鳥獣被害防止施設</p>	<p>生産局長等が別に定める協議会等とする。</p>	<p>次に掲げるすべての要件を満たすこと。  (1) 受益戸数が3戸以上であること。  (2) 生産局長等が別に定めるところにより施設の耐用年数が一定年数を超えること。  (3) 当該施設の整備によるすべての効用によってすべての費用を償うことが見込まれること。</p>